

耐震診断・耐震改修でわが家の防災対策

問／開発建築課 ☎ 463-2585

今年5月になってから埼玉県北部・南部で震度5弱、小笠原諸島西方沖で震度5強、さらに7月には大分県南部で震度5強の地震が発生するなど、日本各地で大きな地震が断続的に発生しています。埼玉県地震被害想定調査（平成26年3月）の報告では、今後30年以内に南関東地域でマグニチュード7級の地震が発生する確立を70%としています。この地震に市が被災した場合の建築物の被害予測は、全壊半壊を合わせると1200棟以上にのぼります。

市では、震災に強い建物づくりを進めてきており、特に昭和56年5月31日以前に着工された建物に対して耐震化の支援をしています。この日付以前の古い耐震基準により建築された建物は、地震に対して倒壊しやすいことがわかっています。

今年も防災の日を迎え、大切な家族や住まいを守るために、自宅の耐震性について考えてみませんか？

まずは無料でできる耐震診断から

地震に対する建物の安全性は、耐震診断を受けてみなければ分かりません。

市では、10項目の質問に答えながら耐震知識が習得出来るパンフレット「誰でもできるわが家の耐震診断」を配布しています。自宅の耐震性の判定や今後の対策を確認することができますので、ぜひお役立てください。

また、木造住宅の簡易耐震診断を実施しています。自宅の平面図などをもとに、規模や構造などについてご説明いただき、職員がパソコンを使用して診断を行いますので、お気軽にご相談ください。

そして、診断の結果、倒壊の可能性があるかと判定された場合は、耐震補強工事をするをお勧めします。

住宅建築相談

住宅の耐震工事やリフォーム、住まいに関することについて、建築士による無料相談を受けています。

日時／毎月第2水曜日（1月は第3水曜日） 午後2時～4時（予約制）

会場／市民相談室（市役所1階）

問／（社）埼玉県建築士事務所協会県南支部事務局

☎461-4507



補助金交付制度の概要

対象建築物／建築確認を取得し、昭和56年5月31日以前に着工したもの。ただし、建築確認と現況が異なる場合は対象とならない場合があります。

対象／建築物の所有者または管理を行う団体（管理組合等）

耐震診断補助

〈耐震診断条件〉

診断者／原則として市内にある建築士事務所の建築士（有資格者）

※市内の建築士事務所の一覧表をご用意しています。

建築物の用途	補助金の額
戸建住宅（併用住宅含む）	耐震診断にかかった費用の50%以内で、最大5万円まで
※障害のある方または65歳以上の方が居住者に含まれる場合	耐震診断にかかった費用の100%で、最大10万円まで
共同住宅	耐震診断にかかった費用の50%以内で、最大戸数×2万円かつ100万円まで
住宅以外	耐震診断にかかった費用の50%以内で、最大5万円まで

耐震改修等補助

〈耐震改修補助条件〉

施工者／原則として市内にある建設業者（建設業法規定の業者）

その他／建築士による耐震診断を受けた建築物で、改修後の評価がIw1.0以上（木造）となる耐震改修計画等

〈耐震シェルター等設置補助条件〉

機器等／公的機関により、安全性の評価を受けた耐震ベッド・耐震シェルターで、戸建住宅（併用住宅含む）の1階に設置

その他／建築士による耐震診断を受けた建築物で、耐震診断結果がIw0.7未満となった場合等



【耐震診断・耐震改修 共通】 表中の※

戸建住宅（併用住宅を含む）で、次のいずれかに該当する方が補助の対象となる建築物の居住者に含まれている場合は、補助金が割増となります。

- 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた方
- 要介護認定または要支援認定を受けた方
- 障害を受給事由とする年金または障害（補償）年金の受給権を有する方
- 65歳以上の方

上記以外にも補助の条件がありますので、詳細は事前にお問い合わせください。

建築物の用途	補助金の額
戸建住宅（併用住宅含む）	耐震改修にかかった費用の20%以内で、最大20万円まで
※障害のある方または65歳以上の方が居住者に含まれる場合	耐震改修にかかった費用の100%で、最大40万円まで
共同住宅	耐震改修にかかった費用の20%以内で、最大戸数×30万円かつ1000万円まで
住宅以外	耐震改修にかかった費用の10%以内で、最大100万円まで
耐震シェルター等	購入および設置にかかった費用の50%以内で、最大40万円まで
※障害のある方または65歳以上の方が居住者に含まれる場合	購入および設置にかかった費用の90%以内で、最大40万円まで